

貝塚市内で転居されたかたへ

次の事項に該当するかたは、届出が必要な場合がありますので、担当課で手続きをしてください。
なお詳細についても、担当課へお問合せください。

貝塚市役所 市民課

手続きの種類	主に必要なもの	備 考	担当課等
マイナンバーカード (個人番号カード)の 住所変更	・マイナンバーカード ・暗証番号	代理人の場合は、別途照会文書の送付や持ち物等が必要なため、即日でカードの住所変更はできません。 詳細はお問合せください。	市民課 マイナンバーカード 担当 保健福祉合同庁舎 1階 433-7094
国民健康保険資格確 認書の住所変更	・国民健康保険資格確認書 ・限度額適用認定証等	・異動されたかた全員分の国民健康保険資格確認書が必要です。 ・左記の「主に必要なもの」が交付されていない場合、手続き不要です。	保険年金課 計算担当 本館1階 433-7271
国民年金加入者・ 受給者の住所変更	・特に手続きはありません。 ※ただし、日本年金機構にマイナンバー(個人番号)が収録されていないかた等は、年金事務所へ届出が必要です。詳しくは担当課へお問合せください。		保険年金課 国民年金担当 本館1階 433-7274
軽自動車・126cc 以上の二輪車の登録	・市役所での手続きは不要です。 ・ただし、軽自動車については軽自動車検査協会で、126cc以上の二輪車については運輸支局で、それぞれ手続きをしてください。		
児童手当の申請	・特にありません。	・18歳到達の年度末までの児童を養育されているかたが対象です。 ・受給者と児童の住所が別となる場合は、届出が必要です。詳しくは担当課へお問合せください。	子ども福祉課 本館2階 433-7021
児童扶養手当の申請	・児童扶養手当証書など	・18歳到達の年度末までの児童(ただし、児童に中程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで)を養育している母子(父子)家庭のかたが対象です。	
子ども医療証の申請	・子ども医療証	・18歳到達の年度末までの子どもが対象です。新しいご住所の子ども医療証をお渡しします。	
ひとり親家庭医療証 の申請	・ひとり親家庭医療証など	・18歳到達の年度末までの児童を養育している母子(父子)家庭のかたなどが対象です。	
小学校・中学校の 転校手続	学校区の変更がある場合のみ 学校教育課で転学通知書・転入学通知書をお渡します。 その通知書を現在の就学校で発行された在学証明書、教科書給与証明書と一緒に転校先の学校へ提出してください。		学校教育課 本館5階 433-7108